

柳川市告示第95号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、市道路線の区域の変更を行い、供用の開始を行います。

その関係図は、建設部建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

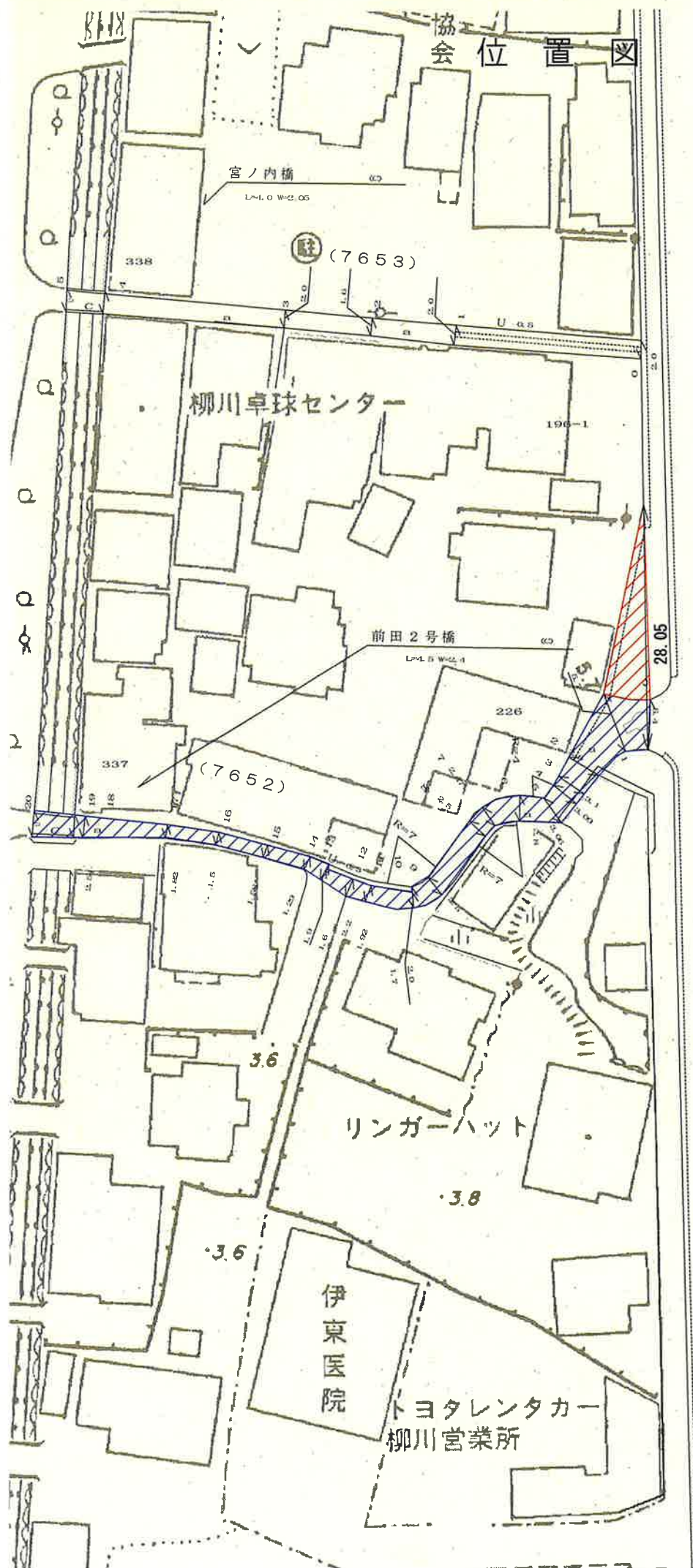
令和7年4月11日

柳川市長 金子健



区域変更・供用開始 路線

路線 番号	路線名	起点終点	幅員(m)	延長(m)
			変更前 変更後	変更前 変更後
7652	力間宮ノ内1号線	柳川市 三橋町高畑字力間196-1	1.29 ～ 5.70	77.7
		柳川市 三橋町高畑字宮ノ内337	1.29 ～ 28.00	77.7



凡 例	
	変更前の区域
	変更で追加する区域

